

# 緊急のお知らせ



【令和2年4月10日発行】

## 北海道にお越しになった皆様へ

- 現在、国内外で新型コロナウイルスが猛威をふるっています。
- このため、北海道では道民の皆さんに次の取組をお願いしています。

- **手洗いや咳エチケットを徹底する**
- **外出するときは必ず次の3つの事項を確認する**
  - 体調は大丈夫？ 風邪気味ではありませんか？
  - 人が大勢集まり、風通しが悪いところではありませんか？
  - 感染リスクを下げる方法をご存じですか？
- **3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける**

- 今回、来道された方におかれては、上記に加え、次のことについても、ご協力をお願いします。

## 一人一人の行動がご自身や大切な人の命と健康を守ります

- **2週間はご自身の体調に十分ご注意ください、不要不急の外出を控えるようお願いします**

- 発熱や咳など体調不良がみられた方は、速やかに最寄りの**帰国者・接触者相談センター**にご連絡されますようお願いいたします。

道内の帰国者・接触者相談センター	電話番号	開設時間
札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119 (#7119)	24時間
旭川市保健所	0166-25-9848	8:45~21:00 (土日祝も含む)
市立函館保健所	0138-32-1547	平日8:45~17:30 土曜8:45~12:00
小樽市保健所	0134-22-3110	平日8:50~17:20
上記以外にお住まいの方		
静内保健所	0146-42-0251	平日8:45~17:30
北海道庁 健康安全局 地域保健課	011-204-5020	24時間

※道立保健所一覧 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

- 長時間の移動などでお疲れのところ誠に恐縮ですが、北海道における新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために、どうかご理解、ご協力のほど、よろしく申し上げます。 新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部  
相談窓口：新冠町役場保健福祉課 電話 47-2113



# 道民の皆様へ

(新冠町)

## 新型コロナウイルス感染症

# 集中対策期間 (4/8水～5/6水)

- ◆ 政府対策本部は7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。
- ◆ 北海道においても、依然として流行は終息に向かっていない中、この緊急事態宣言の期間は、改めて、これまで私たちが取り組んできたことを確認し、徹底していく「集中対策期間」とします。
- ◆ 道民の皆様には改めて、手洗いと咳エチケットの徹底、外出する際の3つの事項の確認、集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組をお願いします。